

設楽町議会業務継続計画

(設楽町議会BCP)

令和3年3月
設楽町議会

設楽町議会業務継続計画（設楽町議会BCP）

1 設楽町議会BCPの必要性と目的	1
(1)必要性	
(2)目的	
2 議会BCPの発動	2
(1)発動の対象とする災害	
(2)発動の決定	
3 災害時に議会及び議員が果たすべき役割	3
(1)議会の役割	
(2)議員の役割	
4 災害時の議会と執行部の役割分担と連携	4
5 災害時の業務継続体制と活動の基準	5
(1)議会事務局の行動基準	
ア 事務局職員の初動対応	
(ア) 災害が勤務時間内に発生した場合	
(イ) 災害が平日の勤務時間外又は、休日に発生した場合	
イ 非常時優先業務	6
ウ 事務局職員の参集基準	7
エ 議員への安否確認	
(ア)安否確認方法	
(イ)安否確認事項	
オ 事務局職員の立場及び事務局の指揮系統	
(2)議員の行動基準	
ア 議員の基本的行動	
イ 議員の初動対応	8
(ア)災害が会議(本会議・委員会等)中に発生した場合	
(イ)災害が在庁時(会議以外)に発生した場合	
(ウ)災害が庁外時間外に発生した場合	9
(自宅にいる場合) (外出している場合)	
(3)議会災害対策会議の設置	

ア	議会災害対策会議の役割と任務	
(ア)	役割	
(イ)	任務内容	
イ	議会災害対策会議の設置・運営	10
(ア)	議会災害対策会議の設置	
(イ)	議会災害対策会議の構成	
(ウ)	議会災害対策会議の運営・指揮	11
(4)	議員の参集	
ア	参集の手段	
イ	参集場所	12
ウ	服装・携行品	
(5)	情報の的確な収集・伝達・共有	
ア	議会災害対策会議による情報の収集・伝達・共有	
イ	議員による情報の収集・伝達	13
(6)	議会BCP発動の解除及び議会災害対策会議の廃止	
(7)	各主体の時期に応じた活動の整理	14
6	議会BCPを効果的に運用するための環境確保	16
(1)	通信の手段	
(2)	議場・会議室の確保	
(3)	備蓄品などの準備	
7	議会の防災訓練	17
8	議会BCPの運用	
(1)	計画の見直し・更新	
(2)	見直し・更新等の主体	
(3)	計画の理解の推進	
(4)	町民への公表・周知	

1 設楽町議会BCPの必要性和目的

(1) 必要性

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画の策定が地方自治体にも広がりを見せる中、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回も発生するという、観測史上例を見ない事象により、甚大な被害をもたらした。これらの震災時においては多くの専決処分が行われるなど、二代表制の一翼である議会の基本的な機能が十分に果たされなかったことなどが確認されている。

本町の地震に対する被害想定は、「過去地震最大モデル」においては、震度5強から6弱の強い揺れが想定され、「理論上最大想定モデル」においては、震度5強から6強の強い揺れが想定されている。

このような大規模災害の発生に備え、設楽町の執行部では令和2年3月に「設楽町業務継続計画(設楽町BCP)」が策定された。設楽町議会においても、議会の権能における責務を継続して果たすことができるよう、議会独自の業務継続計画(BCP)の策定が必要である。

(2) 目的

設楽町議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)は、大規模災害時における議会及び議員の役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、町民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことを目的とする。

2 議会BCPの発動

(1) 発動の対象とする災害

災害種別	災害内容	発 動
地震	震度 6 弱以上の地震が発生した場合	自動
自然災害	暴風・竜巻・豪雨・洪水・土砂災害・異常気象・火山噴火などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	議長
その他	大規模火災、大規模事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、テロ行為などにより大規模な被害が発生し、執行機関の機能が大きく損なわれるような場合や、町民に広範囲な影響が発生すると考えられる場合	議長
全般	町が第3非常配備に就いた場合	自動

(2) 発動の決定

議会BCPは、震度6弱以上の地震が発生した場合、また町が第3非常配備に就いた場合は自動的に発動される。それ以外での議会BCP発動の決定は議長が行う。ただし、議長が発動の決定を行うことが困難な場合は代理者が行う。

<代理者の順位>

①副議長 ⇒ ②議会運営委員長 ⇒ ③総務建設委員長 ⇒
⇒④文教厚生委員長 ⇒ ⑤設楽ダム対策特別委員長 ⇒ ⑥期別年齢順上位議員

3 災害時に議会及び議員が果たすべき役割

(1) 議会の役割

議会は、町民の代表である議員により構成する「地方公共団体の意思決定機関」であり、執行部から提案される予算・決算、条例の制定・改廃や重要な契約等の政策を審議し、その可否を決定する役割を担っている。さらに、議会が決定した政策等について、執行部が適正に事務執行を行っているかどうかを、主権者である町民に代わり「監視・評価」する役割を担っている。

これらの役割は、大規模災害時にあっても継続して果たすべきものであり、必要に応じて審議が行えるよう体制を整えておく必要がある。さらに、町民の代表機関として、執行部の災害対応状況の監視・評価を行い、復旧から復興の各段階で、被災地の実情や被災者のニーズを的確に反映した対応について協議・意見及び審議・決定を行う責務を有するものである。

(2) 議員の役割

議員の役割は、合議制機関である議会の構成員として、議会が果たすべき役割を達成できるように努めることである。

しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した町民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割も求められる。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割も担うものである。

4 災害時の議会と執行部の役割分担と連携

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、町災害対策本部をはじめ、その指揮下にある執行部の各組織であり、議会は主体的な役割を果たすものではない。議会の役割の基本は、地方公共団体としての意思決定であり、その範囲内で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、執行部では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予測されることから、議員個人からの問い合わせや情報の提供、要請等の行動は、極めて緊急性が高いと判断する場合以外には直接行わないことを原則とするなど、執行部職員が応急対策業務に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である「地方公共団体の意思決定機能」及び「監視・評価機能」を適正に実行するためには、正確な情報を迅速に収集・整理し、執行部の災害対応状況の監視・評価をすることが必要である。

そのため、議会と執行部とは、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主目的とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

議会BCPの発動期間中に町災害対策本部の本部員会議が開催される際は、本部員である議会事務局長が本部員会議に出席し、最新情報の収集に努め、議会が設置する議会災害対策会議(P9参照)に伝えるとともに、議会災害対策会議が有している情報を町災害対策本部に伝達する。

5 災害時の業務継続体制と活動の基準

大規模災害が発生した場合においても、迅速に議会機能の回復を図り、継続して議会の機能を維持していくためには、合議制機関である議会を構成する「議員」と、議員の活動をサポートする「事務局職員」の安全確保が前提条件となる。そのため、議員及び事務局職員の安全確保、避難誘導及び安否確認等を迅速に行うことのできる体制を構築する必要がある。

(1) 議会事務局の行動基準

大規模災害が発生した場合には、設楽町議会BCPの発動有無に関わらず、事務局職員は通常業務に優先して速やかに初動対応を開始するとともに、非常時優先業務に従事する。また、設楽町BCPが発動し、執行部から議会関係以外の業務を命じられた場合は、議会BCPに基づく非常時優先業務(P6参照)を議会災害対策会議に委ね、命じられた業務を優先する。

ア 事務局職員の初動対応

(ア) 災害が勤務時間内に発生した場合

- 1 自身の安全確保
- 2 来庁している議員及び町民の避難誘導並びに被災者の救出・支援
- 3 来庁していない議員の安否確認、自身の家族の安否確認等の初動対応
- 4 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務

(イ) 災害が平日の勤務時間外又は、休日に発生した場合

- 1 自身と家族の安全確保(住居の被害状況確認)及び安否確認
- 2 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
- 3 メール・LINE等を通じて議長に安否報告
- 4 「設楽町災害時職員初動マニュアル」に位置づけられている「職員の非常配備一覧表」に基づき、配備人員に該当する職員は町役場に参集
- 5 議員、事務局職員の安否確認等の初動対応
- 6 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務

<初動対応の例>

議会事務局において想定される初動対応の例を以下に示す。ただし、個々の初動対応の実施要否や実施順序等の判断は、発生した災害の種類や規模、発生時刻

等の状況に合わせて適宜行うものとする。

- ・議員、傍聴者、その他の来庁者の避難誘導、安全確保
- ・身近に被災者がある場合、その救出及び支援
- ・議会事務局事務室の被害状況確認及び執務場所の確保
- ・電気、水道等のライフラインの確認
- ・議会事務局のパソコン、タブレット端末、電話等の通信機器の稼働確認
- ・議員の安否確認
- ・自身の家族の安否確認
- ・事務局職員の安否確認
- ・議長への議会BCP発動有無の確認、調整
- ・議員、事務局職員に対し、議会BCP発動有無の連絡
- ・町災害対策本部との連絡体制の確保
- ・災害関係情報の収集・整理、議員への情報伝達
- ・議場、委員会室等の被害状況確認及び会議場所の確保・調整
- ・議場、委員会室等のマイク、カメラ及び録音機器等の稼働確認
- ・議会災害対策会議の設置・運営準備

イ 非常時優先業務

大規模災害が発生時において議会事務局が実施すべきと思われる非常時優先業務は次のとおり。

業務名	業務種別	着手時期 (以内)
議員の安否確認業務	応急復旧	1日
正副議長への参集場所周辺の被害状況の情報提供業務	応急復旧	1日
議会BCPに基づく議会事務局機能の回復・維持業務	応急復旧	1日
議会BCPに基づく議会災害対策会議の設置・運営業務	応急復旧	1日
町災害対策本部との災害情報共有化業務	応急復旧	1日
議員への災害状況の情報提供業務	応急復旧	1日
議員から提供される情報の整理業務	応急復旧	1日
必要に応じて、議運・全協・常任委員会・本会議（臨時会）等開催業務	通常	1週間
請願・陳情・意見書等処理業務	通常	1か月

ウ 事務局職員の参集基準

事務局職員は、「設楽町災害時職員初動マニュアル」に位置づけられている「職員の非常配備体制一覧表」に基づいて参集する。

エ 議員への安否確認

(ア) 安否確認方法

- 1 電子メール・LINE
- 2 電話
- 3 スケジュール機能・掲示板機能

(イ) 安否確認事項

「議員安否確認表」(別添様式1)に基づき、次の内容を確認する。

- 1 議員とその家族の安否状況
- 2 議員の所在地
- 3 議員の居宅の被害状況
- 4 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 5 議員の連絡先(家族などの連絡先)
- 6 地域の被災状況

オ 事務局職員の立場及び事務局の指揮系統

事務局職員は、町災害対策本部の一員として災害対策本部長の指示に従う。ただし、議会関係の任務を命じられ、その任務に就いた場合は、議会災害対策会議会議長(P10参照)の指示に従うが、災害対策本部長の指示が優先される。

(2) 議員の行動基準

ア 議員の基本的行動

議員は、災害時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場(非代替性)を踏まえて活動に当たらなければならない。そのため、議員の消防団

及び自主防災会などにおける活動については、消防団及び自主防災会などの活動の必要性と役割について十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割や活動との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員又はメンバーに留め、消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、自主防災会の会長などの役職には就かないことを基本とする。

【留意事項】

- ・議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として町民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ・地域活動などを通して、町が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ・議会災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ・議会災害対策会議の議員は、議会BCPが発動された場合には、上記に関わらず議会災害対策会議の任務に当たる。

イ 議員の初動対応

(ア) 災害が会議(本会議・委員会等)中に発生した場合

1 自身の安全確保

※会議の長は、開催中の会議の休憩又は延会を宣告

※会議の長は、事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導を指示

2 自身の避難及び被災者の救出・支援

3 家族の安否確認

4 議長又はその代理者は、議会BCP発動要否の決定

5 議会災害対策会議の設置・運営

6 議会BCP発動の場合は、議会災害対策会議等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事(参集可能な態勢を維持)

(イ) 災害が在庁時(会議以外)に発生した場合

1 自身の安全確保

2 自身の避難及び被災者の救出・支援

3 家族の安否確認

4 議長及び議会事務局に安否報告

5 議会BCP発動の場合は、議会災害対策会議等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事(参集可能な態勢を維持)

(ウ) 災害が庁外時間外に発生した場合

<自宅にいる場合>

- 1 自身と家族の安全確保(住居の被害状況確認)及び安否確認
- 2 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
- 3 電子メール、LINE、電話等を通じて議長及び議会事務局に安否報告
- 4 議会BCP発動の場合は、議会災害対策会議等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事(参集可能な態勢を維持)

<外出している場合>

- 1 自身の安全確保
- 2 自身の避難及び被災者の救出・支援
- 3 家族の安否確認
- 4 電子メール、LINE、電話等を通じて議長及び議会事務局に安否報告
- 5 町外にいる場合は速やかに町内に戻り、議会BCP発動の場合は、議会災害対策会議等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事(参集可能な態勢を維持)

(3) 議会災害対策会議の設置

ア 議会災害対策会議の役割と任務

(ア) 役割

議会災害対策会議は、議会BCP発動中における議会及び議員の活動の司令塔としての役割を担うものであり、議会災害対策会議が主体となって行う災害情報の収集・伝達等を通じて各議員が機能的かつ効果的・効率的に地域活動が行えるよう支援する。さらに、議会としての意思決定に当たっての事前調整・協議の場として機能するとともに、執行部の災害対応状況を監視・評価し、災害対応の協議・意見を行うものとする。

なお、議会事務局職員の初動対応・非常時優先業務も共同して行い、事務局職員が町災害対策本部長の命により議会関係の業務を離れた場合は、これらの業務を議会災害対策会議の会議員のみで行う。

(イ) 任務内容

議会災害対策会議は、以下の任務を行う。

- 1 議員の安否確認

- 2 議会BCPに基づく議会機能の回復・維持
- 3 町災害対策本部との災害情報共有化
- 4 議員への災害状況の情報提供
- 5 議員から提供される情報の整理業務
- 6 地域活動等を行う議員への支援
- 7 議会災害対策会議の開催
- 8 執行部の災害対応状況の監視・評価
- 9 災害対応の協議・意見
- 10 全員協議会、議会運営委員会等の各種会議開催要否の検討
- 11 その他、災害対応に必要と判断される業務

イ 議会災害対策会議の設置・運営

(ア) 議会災害対策会議の設置

議会災害対策会議は、議会BCP発動決定後に議長又はその代理者が町役場（P12）に到着した時点をもって設置とする。

なお、代理者については、「2 議会BCPの発動」の「(2)発動の決定」の「代理者の順位」に準拠することとする。

(イ) 議会災害対策会議の構成

議会災害対策会議の構成は以下のとおりとする。

構成員	役職	役割
議長	会議長	議会災害対策会議の業務を総括する
副議長	副会議長	会議長を補佐し、議会災害対策会議の業務を行う
議会運営委員長 総務建設委員長 文教厚生委員長 設楽ダム対策特別 委員長	会議員	議会BCP発動の連絡を受けて参集し、議会災害対策会議への出席を通じて議会災害対策会議の業務を行う

なお、議会災害対策会議の会議長が不在の場合は代理者が会議長の職務を代行する。

<代理者の順位>

- ①副議長 ⇒ ②議会運営委員長 ⇒ ③総務建設委員長 ⇒
⇒④文教厚生委員長 ⇒ ⑤設楽ダム対策特別委員長

(ウ) 議会災害対策会議の運営・指揮

議会災害対策会議の運営・指揮は、常時は正副会議長及び議会事務局が行うものとする。ただし、災害対応に関して、議会として重要な意思決定を行う必要がある場合など、会議員との調整・協議が必要と判断する場合は、会議長は会議員に参集を指示し、議会災害対策会議を開催するものとする。

なお、議会災害対策会議の構成員は、やむを得ない事情等により町役場へ参集して議会災害対策会議に出席することが困難な場合には、自身が所有するタブレット端末等のビデオ通話機能等を活用し、テレビ会議方式にて議会災害対策会議へ参加するよう努めるものとする。

議会災害対策会議を開催した場合、会議長は議会災害対策会議での主な協議内容及び決定事項等の会議結果を簡潔にまとめ、可能な限り迅速に議員に報告するものとする。

(4) 議員の参集

議員が町役場へ参集する場合（正副議長の初動対応としての参集、議会災害対策会議出席のための議会災害対策会議構成員の参集並びに全員協議会及び議会運営委員会出席のための議員の参集など）には、議員は初動対応等の必要な対応を速やかに実施し、その後、安全かつ迅速な参集を心掛けるものとする。また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を維持するものとする。

ア 参集の手段

参集の手段は、基本は徒歩、自転車、自動二輪のいずれかによるものとする。ただし、安全かつ迅速に参集する観点から、被害状況・気象状況や参集距離によっては自家用車使用を認めることとする。この場合、道路交通規則を遵守するとともに、災害発生時のルール(※)を必ず守るものとする。

※ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に停める。やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、道路の左側に車を駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないでおく。

駐車するときは、避難する人の通行や応急対策の妨げとなるような場所には駐車しないようにする。

イ 参集場所

参集場所は、「町役場の委員会室」とする。ただし、災害時に委員会室が被災し、使用できない可能性が高いため、代替場所をあらかじめ決定、検討しておく。

< 参集場所の優先順位 >

- 1 委員会室を使用する。
- 2 委員会室など本庁舎が使用できない場合は、津具総合支所会議室を使用する。
- 3 駐車場にテントを設営する等、可能な手段で対応する。
(他の候補場所についても、引き続き検討、交渉を進める)

ウ 服装・携行品

参集時の服装は、作業の可能な服装とする。

参集時に携行するものは、貸与された防災服、帽子並びに個人所有のタブレット端末、携帯電話等情報通信機器及びその充電機器、運転免許証、筆記用具、軍手、現金、懐中電灯、携帯ラジオ、腕時計、着替え、防寒着、常用薬、自身の3日分の食料及び飲料水、簡易トイレなど、状況に応じて必要と思われるものを持参する。

(5) 情報の的確な収集・伝達・共有

災害時における議会の役割である「復旧・復興の各段階における、被災地域の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定」を、堅実に実行するためには、議会として、被災地域の状況や被災者のニーズ等を的確かつ迅速に、広く情報収集する必要がある。

また、災害からの早期復旧・復興を図るためには、議会、執行部及び町民が正確な情報を共有することが重要であり、それぞれが有する情報を集約し、共有できる仕組みが必要である。

ア 議会災害対策会議による情報の収集・伝達・共有

議会における災害情報の収集・伝達は、議会災害対策会議が主体となって行う。災害情報の収集に当たっては、執行部の各組織をはじめ、国・県・近隣町町村等の地方公共団体、地域コミュニティ団体、町民等からの情報が集積される町災害対策本部からの情報収集が不可欠である。そのため、議会BCPの発動期間中に町災

害対策本部の本部員会議が開催される際は、本部員である議会事務局長が本部員会議に出席し、最新情報の収集に努めるとともに、議会災害対策会議が有している情報を伝達する。但し、議会事務局長が本部員としての任務に専念しなければならないことがあるので、会議長が本部員会議を傍聴するとともに、議会災害対策会議の中から1人を会議長が指名し、本部員会議との「連絡員」として情報の伝達を行う。

また、議会災害対策会議は、議員が地域活動を通じて得た情報を集約・整理し、議会内での情報共有を図るとともに、町災害対策会議本部員会議から収集した情報を議員に伝達する。

イ 議員による情報の収集・伝達

議員は、被災地域における救援・復旧活動等の地域活動に積極的に従事し、多くの町民意見や災害情報等の収集に努める。収集した情報のうち、議会災害対策会議に伝達すべきと判断する情報は、情報収集連絡表(別添様式2)に基づき、できる限り状況のわかる写真や動画を添付して速やかに議会災害対策会議に伝達する。なお、特に緊急を要する場合以外は、議員個人から町災害対策本部への直接の伝達は行わないこととする。これは、執行部職員が応急対策業務に専念できるよう配慮したものであり、議員個人から町災害対策本部への直接の情報提供や問い合わせ、要請等を行わないことを原則とするものである。

また、災害時における町民への情報提供は、情報の錯綜を防ぐため、町災害対策本部が一元管理し、町災害対策本部から地域コミュニティ団体(行政区や自主防災組織等)を通じて情報が伝わるのが理想と考えるが、全ての町民に必要な情報が行き渡らないことも想定される。そのため議員は、町民へ情報が伝達されていないと判断する場合に限り、議会災害対策会議から伝達された情報を町民に提供する。

(6) 議会BCP発動の解除及び議会災害対策会議の廃止

議長又はその代理者は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

なお、代理者については、「2 議会BCPの発動」の「(2) 発動の決定」の「代理者の順位」に準拠することとする。

また、議会BCPの発動の解除をもって、議会災害対策会議は廃止とする。

(7) 各主体の時期に応じた活動の整理

時 期	事務局職員	正副議長	議会災害対策会議 構成員	議 員
<p>初動対応期</p> <p>災害発生 ↓ 数時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応 (P5-P6) 議長に安否報告 (P5) 参集 (P7) 非常時優先業務 (P6) 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応 (P8-P9) 議会BCP発動要否決定 (P2) 参集 (P11) 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応 (P8-P9) 安否報告 (P9) 参集 (P11) 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応 (P8-P9) 安否報告 (P8)
<p>応急対策期</p> <p>↓ 1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参集 (P7) 非常時優先業務 (P6) 議員の安否確認 (P7) 議会災害対策会議事務 (P9-P11) 	<ul style="list-style-type: none"> 参集 (P11) 議会災害対策会議設置、運営 (P9-P11) 議員の安否確認 (P7) 災害情報の収集、伝達、共有 (P12-P13) 「連絡員」の指名 (P13) 町災害対策本部員会議の傍聴 (P13) 		<ul style="list-style-type: none"> 地域活動 (P3, P7-P8) 災害情報の収集、伝達 (P13)
<p>↓ 3日 復旧期 ↓ 7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常時優先業務 (P6) 議会災害対策会議運営事務 (P9-P11) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会災害対策会議運営 (P9-P11) 災害情報の収集、伝達、共有 (P12-P13) 町災害対策本部員会議の傍聴 (P13) 必要に応じて議会災害対策会議開催 (P10-P11) 執行部の災害対応状況の監視・評価 (P9-P10) 災害対応の協議・意見 (P9-P10) 		

時 期	事務局職員	正副議長	議会災害対策会議 構成員	議 員
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">復旧期</div> 1週間   2週間	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務 (P6) ・議会災害対策会議運営事務 (P9-P11) ・全員協議会、議会運営委員会、常任委員会等各種会議開催 (P10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、伝達、共有 (P12-P13) ・町災害対策本部員会議の傍聴 (P13) ・必要に応じて議会災害対策会議開催 (P10-P11) ・必要に応じて全員協議会等会議開催 (P10) ・全員協議会、議会運営委員会、常任委員会等各種会議出席 (P10) ・執行部の災害対応状況の監視・評価 (P9-P10) ・災害対応の協議・意見 (P9-P10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動 (P3, P7-P8) ・災害情報の収集、伝達 (P12-P13) ・全員協議会、議会運営委員会、常任委員会等各種会議出席(構成員のみ) (P10) ・参集指示があった場合は、議会活動に専念 (P8) 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">復旧・復興期</div>   1カ月		<ul style="list-style-type: none"> ・議会災害対策会議運営 (P9-P11) ・災害情報の収集、伝達、共有 (P12-P13) ・町災害対策本部員会議の傍聴 (P13) ・必要に応じて議会災害対策会議開催 (P10-P11) ・必要に応じて全員協議会等会議開催 (P10) ・全員協議会、議会運営委員会、常任委員会等各種会議出席 (P10) ・執行部の災害対応状況の監視・評価 (P9-P10) ・災害対応の協議・意見 (P9-P10) ・議会BCP発動解除 (P13) 		

6 議会BCPを効果的に運用するための環境確保

(1) 通信の手段

大規模災害が発生した場合には、被災地への電話が殺到して電話回線が混雑し、さらに、電話事業者による通信制限が実施されるため、固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなる。一方、インターネット回線による通信は、災害時にも比較的つながりやすいと言われており、本町議会における災害時の通信手段としては、主としてLINEや電子メールを使用することとする。

(2) 議場・会議室の確保

大規模災害発生時には、議場及び委員会室は使用できなくなる可能性がある。災害時に、本会議や議会災害対策会議等の開催や、必要な審議を行うには、本庁舎以外で議場や議会用会議室を確保する必要があるため、津具総合支所議室等、代替場所を執行部と協議のうえ確保する。

(3) 備蓄品などの準備

総務省消防庁が公開している「防災マニュアル」や、行政視察で訪れた被災地での情報によれば、災害に対する備えとして最低限3日間程度を目安とした食料・飲料などの備蓄が必要とされているが、現在、議会では議員及び事務局職員を対象とした食料・飲料の備蓄品を準備していない。しかしながら、大規模災害が発生し、議会BCPを発動した場合には、正副議長及び事務局職員が数日間にわたって滞在し、継続的に業務に従事することが想定されるため、少なくとも、正副議長と議会運営委員長、総務建設委員長、文教厚生委員長、設楽ダム対策特別委員長及び事務局職員の計7名分、各3日間分の食料・飲料・簡易トイレを備蓄しておく必要がある。

また、災害時の情報伝達に用いる端末機等を充電するため、議員及び事務局職員用に簡易式の発電・充電用機器の配備が必要である。

7 議会の防災訓練

議会BCPを発動した場合に、議員及び事務局職員が的確な行動を迅速に行えるようにするため、また、計画の内容を検証・点検し、より実効性を高めるために、議員と事務局職員を対象とした防災訓練等を実施する。

(例:情報伝達訓練、参集訓練、安否確認訓練、避難訓練、非常時優先業務引継訓練等)

8 議会BCPの運用

(1) 計画の見直し・更新

次に記載する事象が発生した場合や計画を変更すべき事由が生じた場合は、議会BCPの見直し・更新を適宜行うこととする。

- 1 本町における地震の被害想定に大幅な変更があった場合
- 2 甚大な被害が想定される新たな災害種別が発生した場合
- 3 計画内容の検証・点検により、新たな課題や内容を修正すべき事項が見つかった場合
- 4 計画に記載している検討課題の対策が完了した場合

(2) 見直し・更新等の主体

議会BCPの計画内容の検証・点検並びに計画の見直し・更新の実施主体は議会運営委員会とする。

(3) 計画の理解の推進

議員は本計画について十分に理解するとともに、運用時の混乱を招かないよう、簡潔にまとめたガイドブック等を作成する。

(4) 町民への公表・周知

本計画の必要性と目的及び災害時における議会、議員の果たすべき役割と行動について、発災前から町民の理解を得ておくため、本計画を公表し周知する。